

平成 15 年度の税制改正が、国会審議をとり 3 月 31 日に公布されました。以下では、改正点のポイントについてご説明させていただきます。なお、詳しい内容、ご不明な点や適用に際しては、各担当者へご確認下さい。

1. 贈与累計金額 2,500 万円までは贈与税を納めずに、将来の相続時に精算する制度が創設されました

- 適用は平成 15 年 1 月 1 日から -

相続時精算課税制度とは、将来の相続時に、贈与を受けた財産と相続財産とを合算して相続税額を計算し、贈与時点で支払った贈与税を相続税から控除して精算する制度です。

・適用対象者

財産の贈与者 **65 歳**以上の親

財産の受贈者 **20 歳**以上の子

受贈者が各々贈与者ごとに選択できます。

・贈与税の計算

(贈与財産の 特 別
課税価額 - 控除額) × 20%

特別控除額は、特定贈与者ごとに **2,500 万円**で、累積 2,500 万円に達するまで複数年で使用可能です。

・贈与者が死亡時の相続税の精算

相続財産 + 相続時精算課税制度 相続税
の価額 + を選択した贈与財産
相続税 - 既に支払った贈与税 = 精算

相続財産に、この制度を選択した贈与財産の贈与時の時価を加算して相続税額を計算します。その際、既に支払

った贈与税額を相続税額から控除し、控除しきれない金額は還付されます。

2. 住宅取得資金の贈与の場合には、更に 1,000 万円を上乗せする特例も

- 適用は平成 17 年 12 月 31 日まで -

住宅取得等のために資金の贈与を受けた場合に、相続時精算課税制度に特例が設けられました。

・財産の贈与者

65 歳未満の親からの贈与 **であつても**、相続時精算課税制度を **選択**できます。

・特別控除額(非課税枠)

3,500 万円まで拡大(1,000 万円の上乗せ)されます。

なお、従来の「贈与税額の計算の特例」の制度も引き続き選択できますが、この特例を選択した場合には、贈与の年以後 5 年間はその贈与者からの贈与について 1. 相続時精算課税制度の選択をすることはできません。

3. 相続税・贈与税の税率構造の見直し

平成 15 年 1 月 1 日以後の相続等、贈与から、相続税の税率・贈与税の税率ともに、緩和されました。

4. 消費税の改正は平成16年4月1日以後に開始する課税期間等から

免税点の上限は、基準期間の課税売上高が**1,000万円**以下

簡易課税制度の選択は、基準期間の課税売上高が**5,000万円**以下

直前の課税期間の確定税額が4,800万円超の事業者は、直前の確定税額の1/12ずつを**毎月納付**

平成16年4月1日から**小売価格**の表示は、税込み金額の**総額表示**へ

5. 30万円未満は全額経費

- 少額資産の全額損金算入 -

平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に、中小企業社等が**30万円未満**の減価償却資産を取得した場合には、全額を経費として損金にすることができます。

ただし、**償却資産税**は課税されるので、10万円以上20万円未満の3年一括償却資産の場合には、検討を要します。

6. 交際費課税一部緩和

平成15年4月1日以後開始事業年度からは、400万円の損金算入の定額控除枠の対象を、**資本金1億円以下**の中小法人にまで広め、定額控除額の範囲内であっても損金不算入とされる割合も**10%**に引き下げられました。

7. IT投資促進税制の創設

平成15年1月1日から平成18年3月31日までの間に、IT関連設備等を取得等して事業の用に供した場合には、以下の特例制度が創設されました。

・取得等した場合

特別償却 取得価額の50%
または、

特別税額控除 取得価額の10%

・リースした場合

特別税額控除 リース費用の10%

・対象資産

IT関連設備等とは、電子計算機、デジタル複写機、ファクシミリ、ICカード利用設備、デジタル放送受信設備、インターネット電話設備、ルータースイッチ、デジタル回線設備装置、の8種類の設備またはソフトウェアで取得価額の合計額が140万円以上等、あるいはリース費用総額が200万円以上の設備または100万円以上のソフトウェア等です。

この制度の適用は、平成15年4月1日以後終了事業年度からですので、1月1日から3月31日までの間に取得等した場合には、4月1日を含む事業年度において適用することができます。

8. 配偶者特別控除制度の一部廃止

平成16年分からは、**配偶者控除**に上乗せして適用される**配偶者特別控除**が適用できなくなりました。

協和監査法人	税理士法人協和会計事務所	有限会社協和デジタルマーケティング
証券取引法、商法、学校法人、財団・社団法人、労働組合等の監査業務を始め、株式公開支援、各種調査など - 企業経営に関するビジネスアドバイザーサービスを提供します。	税務・会計のスペシャリストとして、法人・個人のクライアントに対する各種税務申告、タックス・マネジメント、経営分析、事業承継対策等をサポートします。	証券書類の整理、仕訳データの入力、試算表・各種元帳の作成等の会計業務全般、給与計算、財産保全業務等をフォローします。 ” 経理部丸ごと引受けもOK！ ”